

# 倒産処理手続の選択と取締役の経営判断に関する一考察

——事業再生ADRの事案——

武 田 典 浩

- 一、はじめに
- 二、イセ食品事件
- 三、検討
- 四、おわりに

## 一、はじめに

会社の財務状況が悪化するにつれ、取締役の善管注意義務のレベルが高度化することは、近時の学説においてしばしば指摘されている<sup>(1)(2)</sup>。抽象論レベルにおいて、その理論的基礎付けが未だ十分になされていないように思われるが<sup>(3)</sup>、それはさておき、本稿において注目したいのは具体論レベルである。仮に、取締役の善管注意義務のレベルが高度化するとしても、実際には何をすべきであろうか。学説からは、会社の財務状況が悪化する<sup>(4)</sup>と、取締役はその信認義務の負うべき対象が会社から債権者へとシフトすると説明されたり<sup>(5)</sup>、また、債権者の損害が拡大

することを防止するために会社の再建可能性や倒産処理を検討すべき義務が課される、などと説明されている。<sup>(6)(7)</sup>  
 では、実際にどのようにして倒産処理手続が申し立てられるべきか。

倒産関連法の一連の改正により、現在においては、法的整理手続のみならず、私的整理手続についても、メニューが豊富になりつつある。そこで、本稿で着目したいのは、事業再生 ADR 手続である。仮に取締役が、会社の財務状況の悪化を認識し、倒産処理手続に移行すべきと判断した場合に、そのなかでとりわけ事業再生 ADR 手続を選択するとしたら、取締役は如何に行動すべきであるか。そのような取締役の判断の妥当性が真正面から問題となった事案として、イセ食品事件が現れた。

本稿は、イセ食品事件を素材として、財務状況が悪化した会社において、その取締役はいかなる経営判断をすべきかを検証したい。以下では、二、においてはイセ食品事件の事案の概要と判旨を紹介する（以下、イセ食品事件の判決文を「本件判示」という<sup>(9)</sup>）。次いで三、においてはそこで扱われた法的論点を検討する。ここでは、事業再生 ADR を選択するときの取締役の行為規範、そして、退任後取締役が会社から責任追及された事案に係る既存の裁判例における本件判示の位置付け、の二点を確認する。四、はまとめである。なお、本稿においては、委員会型でない取締役会設置会社を想定する。<sup>(10)</sup>

## 二、イセ食品事件

### 1. 事案の概要

A 社は昭和四十六年に設立された、国内鶏卵事業グループ一四社を（以下、同グループ会社と A 社をあわせた一五社を「A グループ会社」という）擁する、国内最大手の鶏卵会社を営む株式会社である。B 会長は A グループ会社

の創業者であり、A社の代表取締役を永年に亘り務め、A社株式の七四・五%を保有していた。CはB会長の長男であり、A社株式のうち二五%を保有していた。

被告Y<sub>1</sub>は地方銀行の常務取締役を務めた後にA社の取締役に就任し、その後代表取締役に就任し、令和元年一月一〇日に辞任するまで務めた。被告Y<sub>2</sub>もA社の取締役であり、令和二年二月三日に辞任した（以下、両者を合わせて「Y<sub>1</sub>ら」という）。

令和元年二月五日、A社は取締役会（以下「本件取締役会」という）を開催し、決議事項として、「1案 自助努力による再建がベスト。〔1〕名譽、〔2〕資産（株主）、〔3〕会社存続が保全→最大限あらゆる方策を講じ、資金を調達する」〔2案 ただし、1案のリスクヘッジとして、セカンドベストの選択ではあるが事業再生ADRに進むこともあり得るので、同時並行的に必要な準備を進めておく。（再生村弁護士起用・選定中、再建計画の策定、信用とつなぎ資金を提供できるスポンサー企業の選定・交渉等）。」が示された。このように、本件取締役会では、事業再生ADR申請の準備を進めることについての議題が出され審議がされた（本件議題を承認する決議がされたか否かは争点である）。

翌六日、D法律事務所が開催した会議において、Y<sub>1</sub>らは、令和二年一月末に資金ショートの可能性があり、金融機関から会社更生等の債権者申立てがされる可能性が非常に高く、法的再建手続を回避し、金融機関の同意を得るためには、事業再生ADRを利用して自主再建を目指すのが最良の方法であると伝えられた。同年二月九日、D法律事務所のE弁護士は、Y<sub>1</sub>らが出席した打ち合わせにおいて、事業再生ADR申請について、B会長は今も多分聞く耳はないであろうが、資金繰りは詰まる一步手前であるため、同申請をするかどうかは、令和二年一月八日開催のA社取締役会がリミットである旨を伝えた。

Y<sub>1</sub>は、A社を代表して、D法律事務所との間で、A社ほかの事業再生計画案の策定（事業再生ADR申請の準備

を含む)、金融機関と協議・交渉を行うことを業務とする委任契約(以下「本件委任契約」という)を締結した。令和元年二月一二日、A社はD法律事務所に対し、本件委任契約に基づく預り金として二八〇〇万円(内訳、弁護士費用一三五〇万円、公認会計士費用一四〇〇万円、事業再生ADR審査料五〇万円)を振り込んだ。

令和二年二月五日頃、Y<sub>1</sub>らが秘密裡にAグループ会社の事業再生ADR申請の準備を行っていることがB会長に発覚し、A社はD法律事務所に対し、直ちに本件委任契約に基づく業務の中止を求めた。令和二年三月三日、D法律事務所は、本件委任契約に基づく業務を同年二月六日をもって終了したとして、A社に対し、本件委任契約に基づき、「1」Aグループ会社について、財務デュー・デリージェンス(以下、デュー・デリージェンスを「DD」という)を実施し、実態貸借対照表、損益計算書計画、貸借対照表計画、キャッシュフロー計画を作成し、返済計画を作成したこと、「2」事業再生ADR申請の準備として、事前相談用資料を作成し、事業再生実務協会(原文ママ)と事前相談を実施したことを報告した。A社は、本件委任契約に基づき、D法律事務所に対し、令和二年三月四日までに合計三二六万八一五四円(以下「本件費用」という)を支払った。結局、Aグループ会社に關する事業再生ADRの申請は行われなかった。

令和二年一月二〇日、A社はY<sub>1</sub>らに対し、A社取締役会決議を経ることなく、秘密裡に事業再生ADRの準備をD法律事務所に委任し、本件費用を支出させたとして、会社法四二三条一項及び共同不法行為に基づく損害賠償請求として、連帯して本件費用と同額の支払を求める訴訟を提起した。

東京地方裁判所は、令和四年三月一日、C及びF銀行による保全管理命令の申立てについて、A社につき、保全管理人による管理を命ずるなどの決定をし、同月二五日、A社について、更生手続を開始するなどの決定をし、A社管財人Xが本件訴訟を受継した。

## 2. 判旨

### 請求認容

#### (1) 取締役会決議の有無

本件取締役会の録音データによると、B会長及び同派閥の取締役は事業再生ADRに明確に反対し、弁護士を内部参謀として採用するとして「会議を終了させたものであり、結局、本件議題は、採決の対象とすらなつておらず……本件決議について必要な議決権数に達したことが明確になったとはいえない。」

「……Y<sub>1</sub>らは……審議中に本件委任契約の内容やD法律事務所について何ら言及していない……本件委任契約において、A社のみならず、同社を含めた更生会社グループ会社一五社と事業再生ADR申請の準備が進められていたこと……などに照らせば、Y<sub>1</sub>らは、B会長に秘して事業再生ADR申請の準備を進めたと推認するのが相当である……本件決議がされたことを推認するものではない……Y<sub>1</sub>らは、事業再生ADR申請の準備を進めることについて、本件取締役会において、B会長に明確に反対され、事実上、否決されたが、F銀行が会社更生を申し立てる準備を進めていることなどから、事業再生ADR申請を早急に進めるため、取締役会やB会長の意向に反し、秘密裡に本件委任契約を締結し、折を見て、法的清算よりは好ましい選択肢であるとしてB会長に事業再生ADR申請の選択を迫ることを画策したとみるのが自然かつ合理的である……。」

#### (2) 会社法四二三条一項に基づく責任の成否

「本件取締役会において、事業再生ADR申請の準備を進めること（本件議題）は、A会社株式の七四・％を保有していたB会長の強い反対があり、事実上、否決され、そのことを本件取締役会に出席していたY<sub>1</sub>らは十

分に認識していたから、それ以上、事業再生 A D R 申請の準備を進めるべきではない善管注意義務を負っていたというべきである……Y<sub>1</sub>は、A 会社を代表して、D 法律事務所との間で、令和元年二月六日付けで本件委任契約を締結し、同月一〇日に取締役を辞任し、Y<sub>2</sub>は令和二年二月三日に取締役を辞任しているが、取締役の任務懈怠行為はその在任中に行われれば足り、その行為に起因する損害が退任後に発生した場合でも会社法四二三条一項の責任が成立すると解される。」

「……Y<sub>1</sub>らは、本件委任契約を締結したことについて、A 会社の代表取締役社長であった Y<sub>1</sub>の権限の範囲内であるところ、いわゆる経営判断原則を適用すべきである……る旨主張する。」

しかし、被告らが共謀の上、本件委任契約を締結したことは、取締役会や更生会社株式の七四・五%を保有していた B 社長の意向に反するものであり、このような場合に経営判断を尊重すべき基礎を欠くから、被告らの主張は採用することができない。」

### (3) 過失相殺の有無

「……B 会長が本件議題に反対していた……Y<sub>1</sub>らにおいて、本件議題が否決されたことを認識していた……Y<sub>1</sub>らは、取締役会及び支配株主の意向に反することを認識しながら、あえて、事業再生 A D R 申請の準備を進め、その結果、本件費用は A 社にとって無駄となったから……過失相殺又はその類推適用をすべき事情とはいえない。」

### 三、検討

#### 1. 総説

本件は、会社の財務状況が悪化<sup>(1)</sup>し、自主再建が困難であった状況下で、法的倒産処理手続を回避する目的で会社（というより、むしろB会長に）秘密裡に事業再生ADRの準備を進め、本件費用を会社に負担させたことについて、取締役の対会社責任が問われている。過失相殺も損益相殺も一切認めず、請求額全額が認容されていることも珍しい。また、Y<sub>1</sub>は事業再生ADRの道筋をつけた段階で辞任をされており、その後本件費用が支払われているため、在任中の任務懈怠について辞任後の取締役の対会社責任が問われていることも本件の特徴といえる。ただ、原告の主張に照らし合わせてみると、本件判示のロジックを正確に理解することは困難である。まず、原告と被告の主張を照らし合わせると、①取締役会決議の成否、②取締役の善管注意義務違反の可否、の二点が問題となっている。

①については、そもそも採決を取っていたのか、採決を取っていないくても、賛成票多数により可決したとみなすことができるのかが問われていたところ、東京地裁は、事業再生ADRに関する議題が採決の対象となっておらず、本件決議について必要な議決権数に達したことが明確になったとはいえないとしており、その結果、Y<sub>1</sub>らは取締役会やB会長の意向に反し、秘密裡に本件委任契約を締結し、折を見て、法的清算よりは好ましい選択肢であるとしてB会長に事業再生ADR申請の選択を迫ることを画策していたと判断した。

しかし、これに対しては、仮に採決が取れていないと解するにしても、それが取締役会の意向に反する、と述べるだけならまだわかるが、さらにB会長の意向に反することを強調している点については、議論の余地がある。確かに、取締役会が七四・五%の株式を保有する創業者会長の意向を全面的に反映しているため、取締役会の意

向に反することはB会長の意向にも反することであるとの議論であるかもしれないが、B会長はAの創業者であり、Y<sub>1</sub>は銀行出身の代表取締役であるため、B会長がA社の財務悪化と倒産処理手続への必要性を認めながら、その一方で、それをY<sub>1</sub>が促そうとする点については、咎められる契機は乏しいと思われるからである。

②については、原告は(i)事業再生ADRの準備は極めて重要な経営判断であり、会社がそのような準備を進めていることが外部に知られると会社の信用が著しく毀損されるとの理由で、会社法三六二条四項所定の「重要な業務執行の決定」に当たり、取締役会決議を経ることなくその準備を進めていたことに、法令違反(会社法三六二条四項違反)を理由とする任務懈怠責任を負う、(ii)仮に「重要な業務執行の決定」に当たらないとしても、B会長が同意をしておらずに事業再生ADR申請の準備を進め、更生会社に費用を負担させたことに善管注意義務違反があると主張していた。これに対し被告は、本件委任契約締結はY<sub>1</sub>の権限の範囲内であるから、経営判断原則によりY<sub>1</sub>の裁量が尊重されると主張していた。

そして東京地裁は、結論的に善管注意義務違反を認定し、損益相殺も過失相殺も認めない。となると、本判決のポイントは、七四・五%を握っているB会長の意向に反することに、善管注意義務違反を認めるという意味であると推察される。また、被告らの主張によると、経営判断原則によりY<sub>1</sub>の裁量が尊重されるとしているが、本判決では、B会長の意向に反することに、経営判断を尊重すべき基礎を欠いているとしている。ここにおいても、B会長の意向に反することが強調されている点が、本件判示の特徴である。

上記のような問題関心より、以下では、被告取締役が事業再生ADRを選択した意図を探るために、事業再生ADRの概要を紹介することから始めたい。そして、本件判示は、退任後の取締役の善管注意義務違反が問われた事案であるから、その位置付けを確認するための、これまで元取締役の責任を会社が追及した事案を概観することにしたい。

## 2. 事業再生ADRの概観と本件判示における事業再生ADRの意義

ここでは、以下の検討で必要となる範囲において、事業再生ADRの概要について説明しておく。事業再生ADRとは、過剰債務など経営不振に陥った企業が、法的倒産処理手続ではなく、裁判外の私的手続により、債権者（主として金融債権者のみを対象とする）との間の話し合いにより債務を調整し、再生計画に合意するものである。民間の事業再生ADR事業者であるJATP（事業再生実務家協会）が手続を主宰し、公正中立な第三者である手続実施者が関与する<sup>(13)</sup>。厳格なルールに基づき、中立的第三者が関与して手続に透明性・公平性・信頼性を付与するという法的整理のメリットと、本業を継続しつつ金融債権者との話し合いで解決策を探るといった私的整理のメリットの双方を兼ね備えた、準則型私的整理手続と称される手続である<sup>(15)</sup>。

手続の流れとしては、①事前準備、②事前相談から正式申込み、③一時停止から第一回・第二回会議、④計画案成立または法的手続への移行という、四段階に分かれる<sup>(16)</sup>。①に関し、事業再生ADRにおいては、申請前にいてある程度の事業再生計画案（少なくとも事業再生計画案の概要）が策定されていることを前提として、事業再生ADRの手続ではその事業再生計画案（の概要）に対して検証を行う形が原則的運用となっているため<sup>(17)</sup>、そのための事前準備として、外部の会計専門家（監査法人、公認会計士等）に依頼して財務内容を精査（財務DD）し、会社の規模に応じて、社内で組織するプロジェクトメンバーや外部のコンサルタント会社に依頼して事業内容、収益構造、経営破綻原因を精査（事業DD）し、これらを概ね済ませ、主要な金融機関債権者との事前交渉（いわゆる「目線合わせ」）をしておく必要がある<sup>(18)</sup>。そして、債務者自身が弁護士・公認会計士などの助力を得て事業再生計画案を自ら策定し、手続実施者がそれをチェックするとの流れで手続が進む<sup>(19)</sup>。

本件において問題となったのは、この事前準備段階における取締役会決議の可否である。

### 3. 元取締役の対会社責任が問われた事例

#### (1) 総説

かつては、取締役在任中の経営判断が、その退任後に事後的に会社により責任追及される事案はそれほど多くはないと指摘されたことがあったが、近時はそのような事例も増加傾向にある。<sup>20)</sup> 取締役と会社とが敵対状況にある(あった)ことや、取締役の経営判断に著しく懈怠があるため看過し得ないとの状況があると思われるからである。本件判示においても、少なくとも判決文を読む限りは、Y<sub>1</sub>らの事業再生ADRの準備に入ったことが大株主であるB会長の意向に背いていたとの事情があるために、退任後の取締役の責任事例とは類似しているといえそうである。このような問題意識から、元取締役の責任事例を概観してみよう。<sup>(21)</sup>

#### (2) 近時の事例

元取締役の責任事例の近時の裁判例を概観すると、以下のように分類できよう。

##### (a) 取締役報酬過大事例

第一に、株主総会による授權枠を超える過大な報酬を自ら決定し、それを受領していた取締役が退任後、会社からその過大な部分についての返還を求められる事例が存在する。

【1】東京地判令和四年七月一日日金判一六五九号二〇頁は、「他の取締役の報酬等との比較において社会通念上相当な額を上回る取締役の報酬等を支払ったものであり、法の定める分配可能額規制を実質的に潜脱するものとして、許されない」と判示した。<sup>22)</sup> なお、当該事件における会社は債務超過状況にあり、一人株主兼取締役が過大な報酬を自ら決定していた事案であり、倒産局面における会社から株主への財産移転事例として評価すべき事案でもあった。<sup>(23)</sup> 【2】東京地判令和五年二月一日日Westlaw 文献番号 2023WLJPC A02146008 も、これと類似する

(しかし、違反は報酬規制のみ)<sup>(24)</sup>。なお、【3】東京地判平成三〇年一月二二日判タ一四六一号二四六頁も過大な報酬を自ら決めた取締役の事案ではあるが、多数派株主と対立した取締役を救済するとの観点から、報酬支給開始から一三年もの期間が経過した後における損害賠償請求を信義則・権利濫用を理由に棄却した。

(b) 過大な会社費用支出事例

第二に、取締役在任中に会社に過大な費用支出を負担させるように決定し、それを退任後に責任追及された事例が存在する。

【4】東京高判平成二八年一〇月二二日金判一五五三号四八頁は、旧代表取締役在任中になされた他社(更生会社)株式の売却に関し、その取得先となる会社の情報収集等の委託を目的としてコンサルティング会社と締結したとされる契約に基づき支払われた報酬について、対会社責任が追及された事案である。東京高裁は、株式売却は旧代表取締役が主導的に行ったにすぎず、しかも、コンサルティング会社への委託の実態も存在しなかったことを理由に、旧代表取締役の善管注意義務違反を認定した。【5】名古屋地判平成二七年六月三〇日金判一四七四号三二頁は、映像ソフトの制作等を業務内容とする会社の旧代表取締役らが架空の業務委託契約を複数締結したことにつき、対会社責任が追及された事案である。名古屋地裁は、締結された契約を三本に分割する合理性はなく、実質的には一件一億五七五〇万円の支出があったと見るべきで、そうすると、一件一億円以上の契約案件となり、X社の職務権限基準表上、取締役会決議事項に該当するとし、これにつき取締役会決議を経なかったことは、「重要な業務執行」について取締役会決議を要求する会社法三六二条四項に違反するとし、取締役としての任務懈怠ないし不法行為に該当するとした。

【6】東京高判平成三〇年五月九日金判一五五四号二〇頁は、反社勢力であることを疑わせる者による同意なき買収成立後に、その在任中に当該同意なき買収への対応策検討のために会社負担で支出をした弁護士報酬につ

き、原告たる会社（新経営陣が代表）から被告たる旧経営陣に対して損害賠償請求がなされた事案である。東京高裁は、当該同意なき買収の背景事情、買収者と反社とのつながりを詳細に検討し、被告は原告の（旧）取締役として、当該同意なき買収が株主共同の利益に反する可能性がある」と判断し、これに対する防衛策を講じようとしたことには、相当の理由があるというべきであるとし、その防衛策のために支出した費用が、経営陣の交代により結果的に無駄な出資になったことは、経営陣・経営方針の変更に伴う不可避免的な事象にすぎないとして、請求全額を認容した原審判決を取り消した。ただ、当該事件については、買収防衛策導入の可否を判断する局面における善管注意義務と、その導入の可否を検討するための弁護士費用支出の局面における善管注意義務とは、異なるものとなるとの指摘も<sup>(26)</sup>あり、本件判示を検討する際に参考になる。

（c）取締役の競業・利益相反取引に係る事案

第三に、旧取締役在任中の競業・利益相反取引に関して退任後に損害賠償請求がなされた事案である。

【7】東京地判令和四年九月一三日 Westlaw 文献番号 2022WLJPCA09138007 は、マンション管理業を営む株式会社が同社の元取締役に対し、取引先とのマンション管理業務委託契約がその契約期間中に解約されたことについて、被告が同契約を解除されないように職務を全うすることを怠ったことにつき、損害賠償を求めた事案である。取締役の在任中であっても退任後の競業の準備をすること自体は、取締役としての競業禁止義務に違反するものではなく、他方で、競業禁止義務違反に該当しない競業準備行為であっても、それが取締役としての地位や権限を悪用したり、取引先の自由な意思決定を阻害するなどの不当な態様で行われ、それによって会社に重大な損害が生じる場合などには、取締役としての忠実義務・善管注意義務の違反が問われることがあると解されるとし、被告が管理組合法人に対し、積極的に本件契約の解約を誘導したり、差し向けたなどの事実は認められず、管理組合法人による管理業務委託契約に係る選択に関して、被告がこれを阻止するための積極的な行動をとらな

かったことや、その選択をした管理組合法人のために、管理業務の引継ぎ等における協力をしたとしても、それが直ちに不当な態様での関与であったと評価することはできないとした。また、原告自身の財務状況の悪化、それと伴う原告の役職者たちの連続した退職、原告代表者によるそれら対応の不実施といった事情も存在したとして、東京地裁は請求を棄却した。

【8】東京地判令和六年二月六日 Westlaw 文献番号 2024WTLJPCA2066009 は、家庭用電子治療器の総販売元である会社が、同社の元取締役に対し、被告が取締役在任中に設立し、自ら代表取締役に就任した会社を利用し、その在任中に行った競業取引又は利益相反取引（原告会社で取締役を務め、自らが設立した会社で代表取締役を務めるため、被告は原告会社との関係において、第三者のために行く直接取引をしている<sup>(27)</sup>）に係る任務懈怠について損害賠償を請求した事案である。被告設立に係る会社を介在させることにより、原告は小規模販売代理店と取引を行うことに伴う信用リスクを負わずに確実に売上げを伸ばすことができるとのメリットがあり、また、原告と被告設立会社とは状況に応じて取引条件の相互協議も行われているため、被告設立に係る会社による取引は、原告が実際に行っている事業と市場において競合するとはいえず、また、原告と取締役である被告との間で利益の衝突を来すおそれがある取引には当たらないというべきであるとして、東京地裁は請求を棄却した。原告と被告設立に係る会社とは、小規模販売代理店と取引を行うために介在しているにすぎないのであるから、家庭用電子治療器を取り扱う点について目的物の競合があるといえるが、市場（流通段階等）における競合がなく、また、<sup>(28)</sup> 抽象的に見て会社に損害が生じ得ない取引であるとして、法的決議機関の承認を要する直接取引には当たらない<sup>(29)</sup>との理解であろう。

(d) その他事案

第四に、類型化しづらい事案が存在する。

【9】東京地判令和六年一〇月一〇日金判一七二三号一〇頁は、放送事業等を行う株式会社が、退任後取締役に対して、以下の事実に関し任務懈怠があるととして損害賠償請求を行った事案である。①連結計算書類上、持分法関連会社とされていた会社が、本来は連結子会社とすべきであった点で、虚偽記載が存在した、②銀行との間で締結していた金銭信託契約を利用して、当該持分法関連会社とされた会社に二億三〇〇〇万円の貸し付けを行った<sup>30)</sup>。東京地裁は以下に述べる理由により請求を一部認容した。①について、当該持分法関連会社とされた会社が引き受けた株式は、本来は原告又はその子会社がその計算において保有すべき株式であり、もしもそのような処理がなされていたら対象株式発行会社は原告の子会社に当たり、原告作成の連結財務諸表において連結の範囲に含めるべきであったが、当該会社を持分法関連会社としていることにつき、会社法四三一条に違反した会計処理がなされ、被告はその点を認識し、違法な会計処理がされた連結計算書類を取締役会において承認し、定時株主総会に提出した点で、法令違反行為があり、任務懈怠責任を負う。②について、持分法関連会社とされた会社は、慢性的な資金不足で債務超過に陥り、資金ショートのおそれが生じているため、当該会社が返済原資を獲得するまでの当該会社の収支の状況及び資金繰りの予測、当該会社に対する追加支援の要否及びその金額等に関する情報を合理的な範囲で収集・分析及び検討する必要があったといえるが、被告はそれらを怠っており、取締役としての判断の過程に著しく不合理な点があったといえるとした。なお、本件における貸付金額の二億三〇〇〇万円は、原告の総資産の1%を下回り、原告の職務権限規程によると総資産の100分の1に相当する額未満の貸付けについては、取締役会への付議事項とはされていないため、本件貸付けは「重要な財産の処分」には該当せず、本件貸付けの実行の決定は「重要な業務執行の決定」に該当するとも認められないとしている。

【10】東京地判令和七年三月二七日金判一七二五号一〇頁は、実体のない加盟店契約を締結して売上を過大計上し、そして、売上の過大計上に協力した取引先に対し返金をするスキームを構築し、売上が架空計上された虚

偽記載のある決算書を用いて東証マザーズ新規上場時の申請を行うなどした点で、善管注意義務違反があるとして、これら売上過大計上を調査するための特別調査委員会および第三者委員会に生じた費用、訂正監査業務に係る調査費用、上場契約違約金、法務アドバイザー費用、弁護士費用につき損害賠償請求がなされた事案について、通常損害の範囲内においてのみ損害賠償が認められた（弁護士費用については否定）。

### (3) 分析

事案の相違点は当然にあるとしても、上記裁判例の傾向を踏まえると以下の点を指摘することができそうである。

第一に、請求認容された事例は、純然たる経営判断事例ではなく、明らかな法令違反行為が存在する事例が多い。報酬規制【1】【2】【3】（ただし、信義則による制限）、分配可能額規制【1】、公正な会計慣行規制【9】、違法な会計処理【10】である。

第二に、明らかな法令違反とはいえなくても、著しい任務懈怠が認められる事例において、請求が認容されている。【4】は被告が主導的に行った株式売却の対象会社に係る情報収集について、委託の実態がないコンサルディング会社への委託報酬の支払、【5】は架空の業務委託契約、が問題となっている。【6】は買収者の属性が請求棄却という結論に影響を及ぼしたものの、この原審<sup>31)</sup>ではその属性に係る証明がなされていないため、逆に買収への対応策が被告の自己保身のためになされたと認定され、その結果、請求が認容されたという事情があった。<sup>32)</sup>【7】は請求棄却事例ではあるが、在任中になされた競業準備行為が、取締役としての地位や権限を悪用したり、取引先の自由な意思決定を阻害するなどの不当な態様で行われ、それによって会社に重大な損害を与えるときには、取締役の責任が認定される可能性があることを指摘している。<sup>33)</sup>【9】は、慢性的な資金不足で債務

超過に陥り、資金ショートのおそれが生じている会社に対する追加支援に係る判断の過程に著しく不合理があるとしている。

第三に、取締役の専決事項である、「重要な業務執行」（会社法三六二条四項）該当性に配慮されている。【5】は三本の業務委託契約を一本化することにより、一件一億円以上の契約案件となり、社内の職務権限基準表に照らして、「重要な業務執行」としてについて取締役会決議を要求する会社法三六二条四項に違反するとしている。【9】は、追加支援に係る判断の過程に著しい不合理性があると認定された後で、当該追加支援額について、職務権限規程に照らし、「重要な財産の処分」には該当せず、追加支援の実行の決定は「重要な業務執行の決定」には当たらないと、念のために判断している。

第四に、在任中の経営判断につき、会社が退任後の取締役を訴えるということは、会社（あるいは新経営陣）と退任後取締役（旧経営陣）との間に明確な敵対関係があることも想定されるが、そのことが明確であるのは【6】ぐらいであろうか。

第五に、従前の裁判例は、旧取締役の在任中に任務懈怠行為も損害も発生している。本件判示では、在任中に任務懈怠行為はあるが、退任後に損害が発生している点で特殊性がある。

#### （4）本件判示への示唆

##### （a）総説

上記の点は、元取締役の対会社責任が問題となった本件判示の分析においても有益な示唆を与える。<sup>34</sup>

本件におけるYらには、第一の傾向の明らかな法令違反はない。そして既述のように、（i）「重要な業務執行の決定」と、（i）に当たらない場合における（ii）B会長の不同意の二点を原告が主張している。これに対し、

東京地裁は(i)について明示的に言及をしていない。これは、従前の元取締役の対会社責任事例の第三の傾向からは外れる傾向のように読める。しかし、本件判示ではまずは取締役会決議の成否について検討しているのであるから、取締役会の専決事項の決定が問われ、その根拠としては、原告主張に係る会社法三六二条四項の「重要な業務執行の決定」ということになろう。となると、やはり第三の傾向に合致する裁判例であるといえる。(ii)に関して、第二の傾向の裁判例であると読めるかもしれないが、「著しい任務懈怠」といった文言ではなく、あくまでも、B会長の不同意を問題としているのであるから、第二の傾向には合致しにくい。第四の傾向については、A会社およびその経営陣がB会長の意向を踏まえていると評価できれば、Yと、A会社およびその経営陣との間に敵対関係があると評しても問題なさそうである。

(b) 取締役会決議の要否とその根拠

財務状況が悪化した会社が事業再生A D Rを利用して再建化を図るときに、いつの時点で取締役会決議を経るべきであるかについて、手引書を見ても、事業再生手続正式申込時点において取締役会等の機関決定を経ると言及されているにすぎず、D Dなどの事前準備の申し立てを行う段階で取締役会決議を要すべきと明示された点は、本件判示で注目すべきところであろう。問題は、取締役会決議を必要とする、その理由付けである。

原告の主張を鵜呑みにすると、会社が事業再生A D R準備を進めていることは、それが外部に知られると会社の信用が著しく毀損されるとの理由で、「重要な業務執行の決定」に該当すると理解が成り立つ。会社法三六二条四項に列挙される個別事項以外の「重要な業務執行の決定」(同柱書)は規範的要件であり、具体化する解釈が必要となる。例えば、会社の経営に重大な影響を与える「重要な契約の締結」<sup>37)</sup>や、「経営に重大な影響を及ぼすような訴訟にかかる決定等」<sup>38)</sup>などがこれに該当する。これらが取締役会の専決事項とされている理由は、会議体である取締役会の審議と決議によって慎重に業務執行の意思決定を行わせようとした以上、その権限を明確

化し、業務執行取締役の権限濫用を防止し、監視監督権限を確保するため、特に重要な業務執行について、取締役に対する委任を禁止したものであるとされている。<sup>(39)</sup>

「会社が事業再生 ADR 準備を進めていることが外部に知られると会社の信用が著しく毀損される」との理由は、事業再生手続に突入するかもしれないとの意味での会社の信用毀損を問題としていられるであろうが、その一方で、適切な時期に事業再生に突入しないと、債権者に対する信用が毀損されるとの観点をも考慮しなければならぬ。諸刃の概念であるといえるので、むしろこの理由付けは、事業再生 ADR の準備を取締役会の専決事項とする理由付けにするには、不適切であろう。それならばむしろ、学説が主張しているような、「重要な契約の締結」「経営に重大な影響を及ぼすような決定」といった理由付けの方がよい。

しかし、これでも規範的要件であることは免れないから、むしろ、裁判例の第三の傾向の【9】に着目して、DD にかかる費用の支払いが「重要な財産の処分」に該当するとして、取締役会決議を要すると判断したほうがよいだろう。事業再生 ADR の準備としての DD に要する費用は、一般的に一〇〇万円前後とされたり、会社の規模に応じて数百万円から数千万円程度とされたり、明確な金額はケースバイケースではあるが、ある程度の相場観は見取れる。一般に、処分対象たる財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様および会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮し、対象財産が会社の総資産の一・六％に該当するか否かが、取締役会に付議すべき「重要な財産の処分」<sup>(42)</sup>の妥当性の基準とされている。仮にここでいう、一・六％基準に満たない費用支払いであるとしても、会社の経営悪化状況を踏まえ、同基準を満たすと解する余地もある。<sup>(43)</sup> もちろん、これ以外に会社側で取締役会への付議基準を設定している場合には、それに従うことになる。<sup>(44)</sup>

また、「重要な財産の処分」の該当性の検討は、本件判示における原告（および受継した管財人）の請求の意図

にも合致しそうに思われる。すなわち、会社の財務状況が悪化すれば、一方では、会社の早期事業再生を行うべきであり、そのために事業再生手続の選択肢のひとつである事業再生ADRを早期に申し立てるべきであるとの議論も成り立ちうる。他方では、事業再生ADRを申し立てるためにはDDを終えておくべきであり、そのためには会社は高額の費用を負担しなければならない。もしも、本件のようにこれら費用負担が無駄になるようなことがあれば、それは将来的に行われる倒産処理手続において債権者への弁済の原資となる責任財産を減少せしめ、その結果、債権者保護に資さない経営判断として評価されることにもなりうる。おそらく、本件においては、倒産財団の増殖を狙って、原告（および管財人）が請求したものと思われる。ただ、この金額要件においても、取締役会の専決事項の該当性判断が、早期事業再生の準備を阻害する要件として機能してしまうかもしれない、慎重に考える必要がある。

（c） B会長の意向に反すること

本件判示では、事業再生ADR申請の準備を進めることにつき、B会長の強い反対があることが、Y<sub>1</sub>には事業再生ADR申請の準備を進めるべきでない旨の善管注意義務の根拠となっている。また、Y<sub>1</sub>は、経営判断原則の適用を主張したものの、B会長の意向に反することが、Y<sub>1</sub>らの経営判断を尊重すべき基礎を欠くとも判示している。

実際にB会長はA社株の七四・五%を握っており、一〇〇%を保有していないにせよ、一部の特殊決議事項<sup>(46)</sup>を除く、会社に係るあらゆる意思決定をすることができるため、B会長の意向を尊重することが取締役の善管注意義務の内容であると、裁判所が判断していると想像できる。しかし、本件のように、事業再生ADRの準備を行うべき会社の危機状況<sup>(47)</sup>においては、取締役は債権者の利益を考慮すべきであるとの所説を前提とすれば、B会長の意向を尊重することが、取締役の善管注意義務の内容となるとは即断できないであろう。

下級審においても、一人株主からその保有する他社株式を取得し、その後同株式を他社へ廉価で売却したことを決定した取締役について善管注意義務違反が問われた事案が存在する。原審は、会社と一人株主の利益が実質的に共通しているため、一人株主が業務執行について意思決定した場合には、当該業務執行に伴う損害を許容していることが原則であるが、一人株主が決定した業務が法令・定款に違反し、または会社が債務超過であるという「特段の事情」がある場合<sup>(49)</sup>には、一人株主が決定した業務がこれら事情に該当することを一人株主に通知し、業務執行の指示の変更を求める義務があると判示し、当該事件ではこの「特段の事情」には該当しないとし、取締役には善管注意義務違反は認められないと判示した。なお、控訴審では会社がすでに債務超過状況にある場合だけではなく、近い将来に債務超過状態に陥る蓋然性が高い場合にも、会社債権者が害されるから、任務懈怠があつたことを否定できないと修正しつつも、結論的には、当該事件はこれにも該当しないため、控訴は棄却されている<sup>(51)</sup>。

また、本件判示においては、Yは銀行出身の代表取締役であることにも注目すべきである。これは、二点に影響を与えると思われる。第一には、A社の代表取締役であることでA社及びその背後にいる株主の利益を配慮して経営判断することが求められるとともに、銀行という金融債権者の利益をも配慮して経営判断することも可能である。平時であれば、銀行の肩を持つような経営判断を行い、株主の利益を蔑ろにする危険性もあるため、株主の利益を配慮すべく誘導するような規律付けの必要が出てくるが、会社の財務状況が悪化し、株主の利益のみならず債権者の利益をも考慮すべきであるならば、上記特殊性を帯びる銀行出身の取締役は適切な行動をとれる可能性がある。第二には、第一の影響の延長線上の議論といえるが、本件判示のような事業再生ADRを行うときに有益な行動をとれる可能性がある。既述のように、事業再生ADRを行うときには、その準備のためのDを行うとともに、事前に金融債権者との間で交渉を済ませておき、それにより構築された事業再生計画を対象

債権者全員の同意をもって承認していく手続を進めることになる。銀行出身の取締役であれば、他の内部出身取締役や社外取締役とは異なり、金融機関との折衝ごとを容易に進めることができるであろうから、その結果、事業再生A D Rを迅速に進めることに寄与できるだろう。

よって、Y<sub>1</sub>よりもB会長の意向を尊重したかに読める判示には、早期事業再生を進めるべきであるとの観点からすると、疑問がある。

#### 四、おわりに

以上の検討から、本稿の結論をまとめると以下のとおりである。

事業再生A D Rの正式申立てに取締役会決議を要することは当然としても、事業再生A D R準備手続の決定をするために取締役会決議が必要になる理由については、理論的に検討が必要である。

準備手続が「その他重要な業務執行の決定」に該当するか否かに関し、「準備を進めていることが外部に知られると会社の信用が著しく毀損される」との理由については、早期事業再生を阻害する意向で利用されることが多いように思え、よって、採り得ない。また、「現経営陣（本件判示ではB会長）の意向に反する」との理由については、まさしく現経営者による早期事業再生への阻害目的に利用されており、当該理由を採り得ないのは当然である。

準備手続にかけた費用が「重要な財産の処分」に該当するか否かに関しては、判例により示された一・六％基準が適用対象となり得る。ただ、会社の財務状況が悪化していることに鑑み得れば、当該基準に満たない場合でも、同基準に該当し得、取締役会決議を要することにもなり得る。しかし、早期事業再生の必要があるにもかか

わらず、現経営陣により当該一・六%基準を持ち出され、事業再生 ADR 準備手続に移行し得ない状況も生じ得る。また、(本件における原告の主張のように) 取締役会決議を欠いた状況で事業再生 ADR 準備を進め、それが事後的に取締役の善管注意義務違反が問われることも起き得、被告たる取締役が真に事業再生の必要を認めて、現経営陣の意向に反して、事業再生 ADR 手続の準備に進んだ場合の、事後的に責任が問われない工夫も必要であろう。これについては、対会社責任において、取締役に会社法三六二条四項違反があるため任務懈怠の存在は否定し得ないものの、当該取締役が会社の再建可能性や倒産処理を検討すべき義務を果たしたことで、その過失を否定すると解する余地もあろう。<sup>(53)</sup>

このような解釈上の工夫を要するそもその原因は、正式な手続に移行する前に、準備手続が存在し、それ後に開始される正式な手続内で検証していくように制度設計されており、その準備手続において高額な費用が必要とされるとの事業再生 ADR 手続の特殊性にあるといえよう。このような制度上の特殊性に着目し、事業再生 ADR の制度的検討が今後進められる必要があるであろう。

最後に、二〇二五年六月六日に成立した早期事業再生法(以下「同法」という)についても付言しておく。同法は、事業者の金融債務の整理を早期かつ円滑に行うために制定され、その最大の特徴は、事業再生 ADR など既存の私的整理手続では債務整理のために債権者全員の同意を必要としていることに対し、同法では多数決(原則的に対象債権者の議決権の四分の三以上…同法二〇条一項)<sup>(54)</sup>で決することができるようになり、事業再生 ADR に代り、中規模以上の会社が利用することが想定されている。<sup>(54)</sup>この制度においても、制度利用の前に債務者が各 DR を済ませ、そして主要債権者との間で目線合わせを行い、早期事業再生計画を策定する必要があるとされ、<sup>(55)</sup>よって、本件判示における事業再生 ADR 準備のための取締役会決議の必要性と同じ議論が生じる可能性があるう。

- (1) たとえば、金澤大祐「会社の事業再生と取締役の行為規範」私法八五号一三〇頁（二〇二四）。最近でも、小林史治「イギリス法を踏まえた取締役の会社債権者に対する義務（5・完）」金法二二六八号四二頁（二〇二五）。
- (2) 善管注意義務のレベルが高度化すると説明は、理解することは意外と難しい。銀行には公共性（この概念も理解は難しいが、本稿ではこの概念を説明することを目的とはしていないので、とりあえずこの概念論争は放置しておく）が存在するために、取締役の善管注意義務が高度化すると説明のオルタナティブとして、その義務履行のための裁量の幅が狭くなることの説明がなされることもあるため、会社の財務状況悪化においても同様に説明することが可能である。しかし、本稿では、本文記載のとおり、善管注意義務のレベルが高度化すると説明で統一する。
- (3) 筆者は以前、会社の財務状況の悪化により、取締役の善管注意義務のレベルが高度化したり、その裁量の幅が狭められたりする根拠は、取締役が（日本法上は会社との委任関係があることを前提に）信認義務を負う対象が分散投資できる株主から、自衛できない債権者へとシフトすることにあると指摘した。拙稿「高知地判平成二六年九月一〇日判批」法研八九巻四号一一二頁（二〇一六）。
- (4) ここでいう悪化は、学説上は債務超過か否かが分水嶺になる。
- (5) 代表的な論文として、黒沼悦郎「取締役の債権者に対する責任」曹時五二巻一〇号一九頁（二〇〇〇）、落合誠一「多重代表訴訟における完全子会社の取締役責任」前田重行先生古稀記念『企業法・金融法の新潮流』（商事・法務、二〇一三）一一三頁。
- (6) 吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護（三・完）」法協一〇二巻八号一四七〇頁（一九八五）、江頭憲治郎『株式会社法第9版』（有斐閣、二〇二四）五四二頁。
- (7) この見解も浸透しているようで、健康食品のベンチャー企業が出資者の事前同意なしに破産申立てを行い、それが出資契約違反を構成するかが問われた事案において、出資契約違反に基づく責任が発生する前提として、被告に帰責事由があるか否かとの文脈において、この義務が主張された裁判例も近時存在する。東京地判令和七年四月二二日LEX/DB 文献番号 25619241。

- (8) 東京地判令和五年三月三〇日 JEX/DB 文献番号 25608630。
- (9) 以下、関連する裁判例を紹介し、その後検討するときには、当該検討対象となっている事件を「当該事件」という。
- (10) 後述のように、事業再生 ADR を利用する会社は大規模会社であるため、取締役会設置会社であることを前提に議論することができる。また、本稿で問題としたい取締役会の専決事項については、監査等委員会設置会社においても専決事項に該当する（会社法三九九条の一三四項）ため、本稿における議論は同型会社にも妥当しよう。
- (11) 本件判示を見ても、A 社の財務状況の悪化がどの程度進んでいたのか分かりづらい。ただ、平成三〇年七月に B 会長の関連企業で行われた M & A がきっかけで、A グループ全体の信用が低下し、平成三一年・令和元年の卵価低下で収益が低調に推移し、資金繰りに窮するようになり、Y<sub>1</sub> が事業再生 ADR を画して辞任した後も、Y<sub>1</sub> 以外の経営幹部の退職が相次ぎ、B 会長のワンマンを強化し、A グループ各社から B 会長個人への貸出残高が膨らみ、金融機関とのコベナントに抵触する恐れがあるため、不適切な会計処理を進めていたとの事情が認定されている（帝国データバンク情報統括部『なぜ倒産 運命の分かれ道』（講談社 + α 新書、二〇二五）六八頁）ようであり、財務状況の悪化はだんだんと深刻さを増していたことは想像できる。
- (12) 宍戸善一 ■ 大崎貞和 ■ 木下信行 ■ 中原裕彦 ■ 水町勇一郎 ■ 渡辺徹也 『インセンティブ・バゲニングと企業法—企業の一生プロジェクト』（商事法務、二〇二五）八三六頁（木下発言）参照。
- (13) 事業再生実務家協会編『事業再生 ADR のすべて（第 2 版）』（商事法務、二〇二二）二二六頁。
- (14) 本文に述べたような、法的整理に近しい性質を有するため、事業再生 ADR は大規模で、負債規模も大きい会社に適している。高井章光『法律実務家のための私的再生の基礎知識』（有斐閣、二〇二五）五一頁。
- (15) 事業再生実務家協会編・前掲注(13)三〇頁。
- (16) 事業再生実務家協会編・前掲三八頁。
- (17) 高井・前掲注(14)一六五頁。
- (18) 事業再生実務家協会編・前掲注(13)三九、二一八、三二四頁。
- (19) 事業再生実務家協会編・前掲四二頁。

- (20) 二〇〇五年の指摘ではあるが、山田泰弘「退任取締役に対する責任追及訴訟における会社の代表者」立命三〇・三〇一号一二五七頁(二〇〇五)。
- (21) 元取締役への対会社責任追及事例としては、銀行取締役の事例も存在する(例えば、東京地判平成二八年九月二九日金判一五〇七号二六頁など)。財務状況が悪化した会社と銀行を営む会社としては、レバレッジが高い業態である点では共通しているともいえるが、銀行取締役事例では原告である整理回収機構(RCC)が金融機関から過去の経営資料を用いて十分な情報選別を行って訴訟提起をし、その結果勝訴率が高いとの特殊な事情がある(神吉正三「金融機関の融資決裁における役員の実任に関する裁判例の検討」流経三卷一五頁二〇〇三)、森田果「わが国に経営判断原則は存在していたのか」商事一八五八号一〇頁(二〇〇九)ため、本稿の検討から外す。
- (22) 張笑男「判批」リマックス六八号一〇一頁(二〇二四)。
- (23) 増田友樹「判批」ジュリ一五九七号九一頁(二〇二四)、志田沙央理「判批」ジュリ一六一四号一三二頁(二〇二五)。
- (24) ただ、当該事件において自己の報酬を過大とした理由は、原告会社の創業者から同社の株式の引受けを求められ、その財源を捻出するためであると、被告たる取締役は主張したが、それは報酬過大性の理由にはならないと東京地裁は判示した。
- (25) 吉岡正嗣「判批」ジュリ一五四六号九二頁(二〇二〇)。
- (26) 伊藤靖史「判批」商事二三一〇号六九頁(二〇二二)。
- (27) いわゆる名義説の立場である。
- (28) 江頭・前掲注(6)四五九頁参照。
- (29) 江頭・前掲四六五頁。
- (30) 【9】では、これ以外にも、原告会社が新たなラジオ番組の放送を開始したところ、当該持分法適用会社を原告の代理店として商流に加えたことについても任務懈怠があると主張されたが、棄却されている。また、本訴被告より、本訴原告に対し退職慰労金の支払を求める反訴もなされているが、退職慰労金の支給決議よりも後に発生した事由を理由にその支給を制限することができないことをもって、著しく不当または不公平であるということとはできないとし、

本訴被告の本訴原告に対する退職慰労金請求権は、法的に具体的権利として発生している以上、その後の本訴原告の株主総会決議によってこれを一方的に奪うことはできないから、同決議により本件退職慰労金請求権が消滅したとは認められないとして、請求が認容されている。

(31) 東京地判平成二九年一月二二日金判一五五四号三〇頁。

(32) 拙稿【6】判批「月刊税務事例五一巻五号七九頁(二〇一九)参照。

(33) 東京地裁はこれとともに、原告自身の財務状況の悪化、それと伴う原告の役職者たちの連続した退職、原告代表者によるそれら対応の不実施をも認定しているので、会社がこのような状況にあったことを併せて請求を棄却したと、同判決を読むべきであろう。

(34) 現在、元代表取締役と元専務取締役に対する損害賠償請求訴訟を提起したとの「お知らせ」が放送局によって公表されているが、ここでも法的責任の根拠となっているのは、同局元従業員に関する重大な人権侵害の可能性と、社内リスク管理体制設置の懈怠であり、本文記載の第一類型あるいは第二類型に該当しよう。https://www.fujitv.co.jp/company/news/20250828\_934101282.pdf (二〇二五年二月二日確認)。

(35) 須藤英章「瀬戸英雄」事業再生ADRの軌跡と今後の展望」事業再生実務家協会編・前掲注(13)六頁。

(36) 株式会社の破産手続、更生手続、再生手続の申立ても、「重要な業務執行の決定」として、取締役会決議を要すると解されている。東京弁護士会会社法部編『新・取締役会ガイドライン』(商事法務、二〇二一年)一九三頁。

(37) 東京弁護士会会社法部編・前掲二〇六頁。先述の、株式会社の破産、更生、再生手続申立てに取締役会決議を要するとの理由付けでもある。

(38) 酒巻俊雄「龍田節編集代表『逐条解説会社法第4巻 機関・1』(中央経済社、二〇〇八)五二六頁(川村正幸)。

(39) 東京弁護士会会社法部編・前掲注(36)一一五頁。

(40) 高井・前掲注(14)四三頁。

(41) M & A P M I A G E N T 「経営再建のデューデリジェンス徹底解説」https://www.ma-pmi-agent.co.jp/cmb/keisaisaken/column20250403.html (二〇二五年二月二日確認)。

(42) 最判平成六年一月二〇日民集四八巻一号一頁。

- (43) 酒巻Ⅱ龍田編・前掲注(38)五〇七頁(川村)参照。
- (44) 取締役会から代表取締役への適切な授權を促すためには、一・六%という硬直的な数値基準よりも、各社が設ける付議基準に重点を置く方が望ましい。齊藤真紀「監査役設置会社における取締役会」森本滋先生還暦記念『企業法の課題と展望』(商事法務、二〇〇九)一八四頁、大杉謙一「取締役会の法定決議事項(専決事項)——コーポレートガバナンス・コードを踏まえて——」永井和之先生古稀記念論文集『企業法学の論理と体系』(中央経済社、二〇一六)二〇四頁。
- (45) 山本和彦「事業再生ADRの意義と課題——理論的観点を中心として」事業再生実務家協会編・前掲注(13)二三頁は、費用負担につき改善の必要性を説く。
- (46) 非公開会社が、剰余金配当・残余財産分配・議決権について株主ごとに異なる扱いを行う旨の定款の定めを変更するときには、総株主の半数以上で総株主の議決権の四分の三以上に当たる多数の賛成が必要である(会社法三〇九条四項)。
- (47) B会長は再三、退陣してCに事業承継をするように促されていたところ、言を左右にして結局事業再生を拒絶し続け、本文記載のように、令和四年三月にCとF銀行により、会社更生手続の申立てがなされたとの事情もある。帝國データバンク情報統括部・前掲注(11)七三頁。
- (48) 東京地判平成三一年三月二二日判タ一四七四号二四九頁。
- (49) 会社が債務超過である場合には、一人株主による意思決定に従う根拠は失われる。増田友樹「原審判批」商事二三四号六九頁(二〇二三)。
- (50) 東京高判令和元年九月二五日金判二六一三三号四〇頁。
- (51) 高橋英治「控訴審判批」リマークス六四号九七頁(二〇二二)もこの控訴審の修正を支持する。いわゆるzone of insolvencyの考え方に近いだろう。
- (52) 派遣取締役が抱える利益相反状況に関し、特にアクティビスト派遣取締役については、後藤元「アクティビストからの派遣取締役をめぐる」神作裕之先生・藤田友敬先生還暦記念『商法学の拡がり』(商事法務、二〇二五)三一頁。

- (53) 前掲注(7)掲載の裁判例参照。
- (54) 藤原総一郎『解説早期事業再生法―多数決による私的整理の実務』(商事法務、二〇二五)二六頁参照。
- (55) 藤原・前掲四二、一〇六頁、平田卓也Ⅱ山口みどりⅡ小柳一也「早期事業再生法制定による新たな手続の概要」  
銀法九三三号九頁(二〇二五)参照。